

令和元年度  
津山市農業委員会  
(10月定例会議事録)

令和元年10月10日(木) 14時00分～  
津山市役所2階 大会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(18名)

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎  | 2. 太田 裕恭  | 3. 池田 幸正  | 4. 井家上 淑子 |
| 5. 小串 典介  | 6. 竹内 隆一  | 8. 小島 仁太郎 | 9. 岡田 成子  |
| 10. 松尾 治  | 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 | 13. 仁木 紹祐 |
| 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 | 17. 筒塩 清美 |
| 18. 大山 正志 | 19. 大塚 毅  |           |           |

欠席委員(1名)

7. 尾島 宏明

事務局(9名)

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 吉田 局長 | 藤原 次長 | 高橋 主査 | 杉井 主事 |
| 都井 主事 | 三宅 主査 | 小椋 主任 | 大澤 主査 |
| 阿部 主査 |       |       |       |

## 議 事

議案第 4 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について（委員会処分）

議案第 4 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第 4 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第 4 6 号 非農地証明願承認について

議案第 4 7 号 農用地利用集積計画の承認について

議案第 4 8 号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）

報告第 1 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 1 3 号 農地転用届出書の受理について

その他

## 議 事 録

別紙のとおり

(14:00～)

事務局 長 | それでは只今から、令和元年度10月の津山市農業委員会定例会を開会致します。

| 本日は、委員19名中、18名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、7番尾島委員より欠席の連絡を頂いております。

| それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願いいたします。

日笠 会 長 | はい。皆さんご苦勞様でございます。稲刈りも8割ほどは終わっておると思いますが、気を付けてしてください。

| それでは運営委員長から報告をお願いします。

山下 委 員 長 | はい、先ほど開催されました第7回運営委員会について、私から報告させていただきます。今回の運営委員会では、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしくをお願いします。

| 以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

日笠 会 長 | はい、ありがとうございました。議事に入る前に、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。11番山下委員さんと、12番三谷委員さん、よろしくをお願いします。それでは議事に入ります。

| 議案第43号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明をお願いします。

事務局 (津山) | 議案の説明の前に修正、取り下げがありましたので、ご連絡いたします。

| 5ページについて、5-1が2件重複しております。2つめの5-1を5-2に修正をお願いします。繰り返します。5ページについて、2つめの5-1を5-2に修正をお願いします。

| また、2ページ1-5が取り下げになりました。議案からの削除をお願いします。繰り返します。2ページ1-5が取り下げになりました。議案からの削除をお願いします。

| それでは、議案第43号の説明をいたします。今回、津山地区から7件、加茂地区から2件、勝北地区から2件、久米地区から2件合計13件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

| 1-1についてですが、小田中の79歳男性から、同じく小田中の57歳農業を営む男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

| 続きまして、1-2についてですが、亀岡市の74歳の男性から、上高倉の58歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

| 続きまして、1-3についてですが、押入の79歳の男性から、野村の69歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

| 続きまして、1-4についてですが、檜の68歳の女性から、同じく檜の61歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

| 続きまして、1-6についてですが、日上の74歳の女性から、同じく日上の45歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

| 続きまして、1-7についてですが、日上の83歳の男性から、同じく日上の70歳造園業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 加 茂 )

続きまして、1-8についてですが、下田邑の69歳の男性から、同じく下田邑の73歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1、加茂町公郷の64歳男性から、加茂町公郷の30歳、農業を営む男性への親子間の賃貸借権設定です。期間、賃借料は備考欄のとおりです。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

2-2、河面の67歳男性から、勝部の58歳、会社役員の男性への増反による賃貸借権設定です。期間、賃借料は備考欄のとおりです。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 勝 北 )

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、新野東の54歳男性から西下の66歳会社員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

4-2についてですが、原の74歳女性から原の61歳会社役員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 久 米 )

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1は中北下の81歳無職の男性から、八社の69歳無職の女性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

5-2は岡山市の65歳会社員の男性から、宮尾の34歳農業の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

説明は以上です。

日 笠 会 長  
大 山 委 員

はい、ありがとうございました。続いて地元委員の説明をお願いします。

1区大山です。1-1につきまして説明します。これは親子関係の所有権移転で、許可要件も揃っていますので、問題ないと思います。

日 笠 会 長  
高 山 委 員

はい、ありがとうございました。次。

15番高山です。申請されているとおりで、森本推進委員さんからも問題ないと聞いております。

日 笠 会 長  
小 島 委 員

はい、ありがとうございました。次。

8番小島です。1-3と1-4について、どちらも一生懸命農業をされている方ですので問題ないと思います。

日 笠 会 長  
井 家 上 委 員

はい、ありがとうございました。次。

4番井家上です。1-6ですが、推進委員さんから、受け人の土地について適正に管理されていると報告がありました。問題ないと思います。

1-7につきましても、受け人の方はきちっと耕作をされておりますので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

日 笠 会 長  
池 田 委 員

はい、ありがとうございました。次。

3番池田です。これは本気で親子でされておりますのでよろしくをお願いします。

日 笠 会 長  
竹 内 委 員

はい、次は加茂。

6番竹内です。2-1でございますが、親子関係の賃貸で問題ないと思います。

日 笠 会 長 松 尾 委 員	<p>2-2ですが、こちらも特に問題ありません。よろしくお願ひします。</p> <p>はい、次は勝北。</p> <p>はい、松尾が説明します。4-1、4-2についてどちらも特に問題ありません。よろしくお願ひします。</p>
日 笠 会 長 植 本 委 員	<p>はい、次は久米。</p> <p>はい、5-1については先月審議を頂きました空き家に付随する農地ということで問題ないと思います。</p>
日 笠 会 長	<p>5-2につきましては推進委員さんから問題ないと聞いております。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。</p>
* 日 笠 会 長	<p>ありません。</p> <p>はい、それでは賛成の方は挙手をお願いします。</p>
* 日 笠 会 長	<p>《 多数、挙手 》</p> <p>はい、賛成多数ということでありがとうございます。</p> <p>それでは議案第44号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願ひします。</p>
事務局（勝北）	<p>それでは、議案第44号の説明をいたします。今回、津山地区から5件、加茂地区から1件の申請です。議案書のページは、6ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。</p>
	<p>1-1番・総社の畑、1,565㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、総社にお住いの58歳会社役員の男性です。申請地は高低差があり、畑として管理することが労力的に難しく、将来のことを考え、太陽光発電施設を設置するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の畦があり、雨水排水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。総社東町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p>
	<p>続きまして、1-2番・小原の畑、1,013㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、総社にお住いの58歳会社役員の男性です。申請地は高低差があり、畑として管理することが難しく、将来のことを考え、太陽光発電施設を設置するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の畦があり、雨水排水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。小原町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p>
	<p>続きまして、1-3番・高野山西の畑、512㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用事業者は、高野山西にお住いの77歳建設業の男性です。建設業を営んでおり、申請地の隣接地に資材を置いていましたが、事業が堅調に推移したため、資材が収まらなくなったことから、露天資材置場を整備し、既存の車庫と一体利用するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側・西側には既存擁壁があり、東側は申請地の方が低く、雨水排水については自然浸透とし、浸透しきれないものは、西側擁壁沿いに新設する排水路から既存水路に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。高野山西3区町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p>
	<p>続きまして、1-4番・堂尾の畑、764㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、岡山市にお住いの70歳無職の男性です。相続したものの居住地から遠く管理が困難な申請地を、太陽光発電施設として管理するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南側に土手を築き、雨水排水については、土手</p>

に集水枿を設け、下流の水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。堂尾町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、売電を行う場合、経済産業大臣から設備認定を受ける必要がございますが、申請書に添付されている書類の事業者名はこの度の転用事業者ではなく、別人であります。この設備認定については、別人と転用事業者との間で認定事業の権利を譲渡した旨の事業譲渡証明書と、現在、設備認定変更承認手続き中であり、手続き完了次第確認ができる書類を提出する旨の誓約書の添付を受けております。過去の案件を確認したところ、平成31年1月の定例会で類似案件があり、設備認定変更承認手続きが完了した時に、完了したことが確認できる書類を提出するという条件を付けて、承認しております。また、令和元年6月の定例会では、経済産業省の設備認定変更承認手続きが未完了であること等のため、不承認としております。今回の設備認定変更承認手続き中にあるこの案件を認めるか否かの検討が必要かと思えます。加えて、議案第45号の申請番号1-10においても売電を行う場合の経済産業大臣から設備認定を受けた事業者名はこの転用事業者ではなく、別人でありますこと申し添えたいと思いますのでご協議をお願いします。

続きまして、1-5番・上田邑の田848㎡、畑2,038㎡の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地です。転用目的は、農地改良のための一時的転用で、期間は令和元年11月1日から令和3年10月31日までです。転用事業者は、小田中にお住まいの57歳農業の男性です。高低差のある田と畑を効率よく利用するため、盛土を行い畔をなくして1枚の畑とし、ビニールハウス栽培を行うため改良するものです。転用にあたり、境界から1mひかえて盛土をするなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。田邑土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農地改良であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事務局（加茂）

はい、ありがとうございました。続いて加茂地区。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番、加茂町公郷の田、411㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力29.7kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、加茂町公郷にお住まいの70歳農業の男性です。高齢となり、農地としての管理が難しくなった申請地に、老後のことを考えて、太陽光発電施設を設置するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の畦があり、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。小淵下井手水利組合から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第44号の説明は以上です。

日 笠 会 長  
大山 委員

はい、ありがとうございました。では地元委員の説明をお願いします。

1区大山です。1-1と1-2について説明します。どちらも推進委員の寺谷委員から問題ないと聞いております。以上です。

日 笠 会 長  
小島 委員

はい、ありがとうございました。次。

8番小島です。これは露天資材置場ということで、仕方ないと思います。

日 笠 会 長  
池田 委員

はい、ありがとうございました。次、1-5。

これは田邑の土地で、                    が以前に購入したもので、問題ないと思います。

日 笠 会 長  
竹内 委員

はい、ありがとうございました。次、2-1。

6番竹内です。2-1について、特に問題無いと思います。以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。1-4について、地元委員さんはどう思われますか。

井 家 上 委 員

場所で言えば問題ないと思われる土地です。ですが、書類上の手続きということで、それを申請者さんにきちっと説明をして頂いて、きちっとした際にはもう一度出して頂くということではどうでしょうか。

日 笠 会 長  
\* 会 長

それでどうでしょうか。

よろしい。

日 笠 会 長

はい、それでは1-4を不承認として、その他は賛成でよろしいか。挙手でお願

いします。

《 多数、挙手 》

はい、賛成多数ということでありありがとうございます。議案第45号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

失礼します。議案の説明の前に、議案書に誤植がありましたので、お伝えいたします。また、誤植があった場合には正誤表をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

誤植箇所ですが、9ページの農地法第5条の規定による許可申請承認についての申請番号1-4につきまして、現況地目、合計面積と備考欄の記載が誤っております。現況地目を田、合計面積も田と記載しており、備考欄の記載の中で、土地改良区の同意書ありと記載しておりますが、正しくは畑、町内会となりますので、現況地目と合計面積を畑、備考の土地改良区を町内会へ訂正をお願いします。

続きまして、11ページの申請番号2-1につきまして、施設の記載が誤りました。施設欄を風力発電設備、管理施設と記載しておりますが、正しくは風力発電設備、管理施設、進入路となりますので、施設欄を風力発電設備、管理施設、進入路へ訂正をお願いします。

続きまして、13ページの申請番号2-5につきまして、備考の記載が誤っております。備考に水利組合の承諾書ありと記載しておりますが、正しくは町内会となりますので、備考の水利組合を町内会へ訂正をお願いします。

続きまして、13ページの申請番号4-1につきまして、施設の記載が誤りました。施設欄を店舗、駐車場と記載しておりますが、正しくは店舗、露天駐車場となりますので、施設欄を店舗、露天駐車場へ訂正をお願いします。

続きまして、14ページの申請番号5-1につきまして、現況地目と合計面積の記載が誤っております。現況地目を田、合計面積も田と記載しておりますが、正しくは畑となりますので、現況地目と合計面積を畑へ訂正をお願いします。

続きまして、14ページの申請番号5-2につきまして、現況地目と合計面積の記載が誤っております。現況地目を田、合計面積も田と記載しておりますが、正しくは畑となりますので、現況地目と合計面積を畑へ訂正をお願いします。

以上、お手数ではございますが、よろしくをお願いします。

それでは、議案第45号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転7件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定2件、加茂地区から賃貸借権設定5件、勝北地区から賃貸借権設定1件、久米地区から所有権移転2件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件の計20件の申請です。議案書のページは、8ページから14ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・川崎の田、1,910㎡、畑、565㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用事業者は川崎に本店を置く資本金の額500万円の株式会社で、主な事業は運送業です。現在の本社敷地及び事務所建物は賃貸しており、業績が順調に伸びていることから従業員、保有車両も増加し、駐車場が手狭となっているため、申請地に新社屋及び露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、側溝を設け既存の水路に接続し、生活雑排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・沼の田、1,062㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地4区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は吹屋町に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁、法面を設置し、雨水排水については、側溝を設け既存の水路に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・沼の田、563㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天

駐車場です。転用事業者は、沼に本店を置く資本金の額300万円の株式会社で、主な事業は土木工事業です。業績が順調に伸び、従業員及び保有車両の増加に伴い、会社敷地が手狭となっていることから、会社と隣接する申請地を借受け、露天駐車場とするため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の畦と側溝があり、盛土は行わず砂利敷きとし、雨水排水は、側溝から既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・下高倉西の畑、1,710㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業がの受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は住宅型有料老人ホームで、施設の概要は、木造平屋建て全高6.4m程度の老人ホーム1棟です。転用事業者は、下高倉西に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は介護事業です。入居施設が慢性的に不足している状況で、入居問い合わせも多く、需要もあることから、事業の利便性を考え、既存事業の隣接地である申請地に老人ホームを建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側はブロック擁壁を設置し、南側・東側には既存排水路があり、雨水排水については、西側に新設する側溝と既存東側側溝から既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。下高倉西町内会から差し支えない旨の承諾書の提出と、賃貸借契約書の写しの添付を受けております。第一種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存の施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・高野山西の田、300㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造2階建て全高8.1m程度の居宅1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、国分寺にお住まいの43歳会社員の男性です。現在住んでいるマンションが子供の成長に伴い手狭となってきたことに加え、高齢となった義母の世話をするため実家近くに妻が所有する申請地を借受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存側溝及び新設するコンクリート擁壁により対処し、雨水排水については、既存側溝から既設排水路に接続し、生活排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。池ノ峪水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第一種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・二宮の田、2,768㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、大阪市中央区に本店を置く資本金の額約6億円の株式会社で、主な事業は再生可能エネルギー発電事業です。申請地を取得し、太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、畦があり形状の変更は行わず、雨水排水については、既存の素掘り水路から既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。灘池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・八出の畑、577㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力33.0kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、倉敷市にお住まいの66歳自営業の男性です。申請地を取得し、太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、角フリュームや溜桝を設け既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。西八出町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。



続きまして、1-8番・八出の畑、429㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力22.0kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、倉敷市にお住いの66歳自営業の男性です。申請地を取得し、太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、角フリュームや溜樹を設け既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。西八出町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・八出の畑、325㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力16.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、倉敷市にお住いの66歳自営業の男性です。申請地を取得し、太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、角フリュームや溜樹を設け既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。西八出町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-10番・東田辺の畑、1,304㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、山方にお住いの77歳無職の女性です。農業後継者がおらず耕作管理が困難となった申請地を夫から譲り受け、申請地の今後の活用を考えて、太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、西側には素掘り水路を設け、整地を行い、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。東田辺町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。なお、この申請の転用事業者について、ご協議頂きたいことがありますので、ご説明いたします。転用事業者■■■■は、■■■■の取締役で、その夫である■■■■は■■■■の代表取締役です。平成25年2月の■■■■が事業者となる転用申請をきっかけに、■■■■及び■■■■の無断転用を確認しました。この無断転用に対しては農業委員会からは正指導を行い、一定程度の是正が行われました。その後、■■■■及び■■■■からそれぞれ転用申請が行われ許可がなされていますが、許可書記載の「4 許可条件」にある「転用目的のとおり利用（概ね3年以上）」を経過することなく所有権移転が行われています。■■■■及び■■■■については、許可書記載の「4 許可条件」にある「(3)事業計画に従い、上記(1)の工事完成後は、転用目的のとおり利用（概ね3年以上）すること。」が履行されておらず、許可条件違反であると考えられるため、転用事業を行うのに必要な信用があるとは認められず、転用を許可できない事項である農地法第5条第2項第3号の「農地及び採草放牧地のすべてを当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合」に該当するものと考えます。本件申請にあたり、転用事業者である■■■■本人に無断転用はありませんが、許可条件違反時から現在まで■■■■の取締役であり、また、■■■■の妻であることから、転用事業を行うのに必要な信用があるか否かについて、ご検討いただきたいと思います。加えて、本件ですが、議案第44号1-4番と同様に設備認定変更承認手続き中の申請であることから、設備認定変更承認手続き中の承認の可否についてご審議いただくこととなります。

津山分の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番・加茂町倉見の畑、4,035㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、風力発電設備用地で、施設の概要は、発電出力3.4MW程度でローター直径104m、全高142m程度の風力発電施設1基と鉄骨造2階建て全高14.0m程度の管理棟1棟及び進入路です。転用事業者は、加茂町倉見に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は風力発電業です。転用に

日 笠 会 長  
事 務 局 （ 加 茂 ）

あたり、風力発電施設の境界部分については、風車の基礎を埋め戻したのち、隣接地と同じ高さに戻し、雨水排水は自然浸透とし、管理施設の境界部分については、南側に土手、南西側に沈砂池を設け、雨水排水は自然浸透とし、生活雑排水は設置する浄化槽から既存水路に流し、進入路の境界部分については、法面を緑化し、雨水排水は新設するU字溝から既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属で、賃貸借契約書の写しの添付を受けております。第一種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「市街地に設置することが困難又は不適切なもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、2-2番・加茂町倉見の畑、108,194㎡の内30,399㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地です。この件につきましては、先ほどの議案第43号2-1番と関連した事業計画となっています。転用目的は、先ほどの2-1番で設置する風力発電施設の設置工事の作業場、土砂仮置き場及び進入路を整備するための一時転用で、期間は令和元年12月1日から令和3年9月30日までです。転用事業者は、先ほどの2-1番と同じ株式会社です。転用にあたり、作業場及び土砂仮置き場の境界部分については、申請地に土提や素掘り水路を設けるとともに、仮置土の土砂流出が起きないように隣接農地から5m以上の緩衝地を設け、雨水排水は自然浸透を基本とし、予備的な対策として土提や素掘り水路を設けて既存水路に接続し、進入路の境界部分については、整地したのち鉄板を敷設し、雨水排水については、農地に面した部分に2mの緩衝地を設け自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属で、賃貸借契約書の写しの添付を受けております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、2-3番・加茂町成安の田、1,430㎡の内0.24㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。この件につきましては、先ほどの議案第43号2-2番と関連した事業計画となっています。転用目的は、営農型太陽光施設設置のための支柱部分についての一時的転用で、期間は令和元年11月1日から令和4年10月31日までです。転用事業者は、勝部にお住まいの58歳、会社役員の男性です。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新井水路水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出と賃貸借契約書の写しの添付を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書、必要な知見を有する者の意見書の添付を受けております。第一種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、2-4番・加茂町成安の田、1,430㎡の内0.21㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。この件につきましては、先ほどの議案第43号2-2番と関連した事業計画となっています。転用目的は、営農型太陽光施設設置のための支柱部分についての一時的転用で、期間は令和元年11月1日から令和4年10月31日までです。転用事業者は、加茂町成安に主たる事務所を置く払込済出資総額780万円の農事組合法人で、主な事業は和牛肥育業です。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新井水路水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出と賃貸借契約書の写しの添付を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書、必要な知見を有する者の意見書、営農者の承諾書の写しの添付を受けております。第一種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 勝 北 )

続きまして、2-5番・加茂町公郷の田、882㎡の内0.25㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地です。この件につきましては、先ほどの議案第43号2-1番と関連した事業計画となっています。転用目的は、営農型太陽光施設設置のための支柱部分についての一時的転用で、期間は令和元年11月1日から令和4年10月31日までです。転用事業者は、加茂町公郷に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は林業です。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂町中分町内会から差し支えない旨の承諾書の提出と賃貸借契約書の写しの添付を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書、必要な知見を有する者の意見書、営農者の承諾書の写しの添付を受けております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

加茂地区分の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・杉宮の田、2,667㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。転用目的は、コンビニエンスストアで、施設の概要は、鉄骨造平屋建て全高3.8m程度の店舗1棟及び露天駐車場です。転用事業者は、東京都品川区に本店を置く、資本金の額約585億円の株式会社で、主な事業は小売業です。近辺には商店がないため、地元から出店の要望があったこともあり、適地を探していたところ、住宅地に隣接している、県道にも面している申請地にコンビニエンスストアを建設するため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁で対処し、雨水排水については集水桝を設置し、及び塩ビ管により既存水路に流し、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属であり、賃貸借契約書の写しの添付を受けています。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

勝北地区の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1番・宮尾の田、260㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6m程度の居宅1棟です。転用事業者は、国分寺にお住まいの31歳公務員の男性です。現在アパート住まいで、子どもが増え手狭であり、また両親の世話をするため、実家近くの申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分にはコンクリートブロックを設置し、雨水排水については申請地内に排水路及び集水桝を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。藤ヶ瀬水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。第1種の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、5-2番・宮尾の田、32㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため農用地ですが、用途変更の承認を受けています。転用事業者は、熊本市にお住まいの47歳会社員の男性です。申請地の北側に隣接する農地への進入路を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分は既存の畔を残して土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。藤ヶ瀬水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。農業用施設であり転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、5-3番・油木北の畑、402㎡、賃貸借権設定の件についてです。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 久 米 )

農地区分は、第1種及び第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は、工場用地で、施設の概要は、鉄骨造平屋建て全高8m程度の工場1棟です。転用事業者は、福田下に本店を置く資本金の額300万円の株式会社で、主な事業は建設機械修理業です。数年前から受注量が増加したため、製品等の運搬が容易な国道に接しており、転用事業者である株式会社の役員でもある息子の住居に隣接する申請地に工場を建築するというものです。転用にあたり、境界部分にはコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については申請地内に排水路を設け、既存排水路に接続し、生活雑排水のうち、し尿は汲み取りで対処し、他の雑排水については既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。里公文町内会及び油木下町内会から差し支えない旨の意見書の提出と賃貸借契約書の写しの添付を受けています。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、5-4番・里公文の田、666㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業は実施されておらず、周囲の状況から第2種と判断しています。転用目的は、農家住宅で、施設の概要は、木造2階建て全高6m程度の居宅1棟と全高4m程度の農業用倉庫1棟、進入路で、建坪率は23%です。転用事業者は、戸島にお住まいの32歳会社員の女性です。現在アパート住まいですが、実家の農業を引継ぎ、また両親の世話をするために、実家近くの申請地に農家住宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分には石積またはコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については申請地内に排水路及び沈殿柵を設け、既存排水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。高鉢井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と使用貸借契約書の写しの添付を受けています。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第45条の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございます。それでは1-1から、地元の委員から説明をお願いします。

大山委員 はい、1区大山です。1-1は川崎で、運送業で広い土地が必要ですので、第3種でもありますので問題ないと思います。

1-2について、沼であります。これも分譲宅地として販売されるということで、問題ないと思います。

1-3についても沼で、本人が経営しております会社の駐車場ということで、問題ないと思います。

日笠会長 はい、次。

高山委員 高山です。1-4について、場所は農振農用地だったんですけども、農振除外をされておまして、森本委員から、申請地に石があるとのことだったんですが、再度確認したところ、その石も撤去されており、問題ないと思います。

日笠会長 はい、次。

小島委員 小島です。1-5ですけども、問題ないと思います。

日笠会長 はい、次は1-6ですが、8日に協議しましたが、問題ないとのことです。

1-7、1-8、1-9、これは横山で前から非農地だと言っておったんですが、転用して太陽光にするということで、問題ないと思います。

次は2-3から先をお願いします。

竹内委員 竹内です。2-3、2-4についてですが、これは同じ田んぼを区切って設置するような計画です。田んぼが連なった真ん中ですが、作業するのに農薬や肥料を散布する際に、椎茸にかかって不具合が起きるのではと、地域から疑問が上がっております。

2-5につきましては、これは問題ありません。以上です。

日笠会長 はい、次。

松尾委員 松尾です。地域からも問題ないと聞いております。以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございます。次。

植本委員 16番植本です。5-1、5-2につきましては、特段問題ないと思います。以上です。

5-3は、これは地元の方が工場を建てるということです。

5-4、これは結婚されて地元へ帰って農業をするということで、問題ないと思

います。

日笠会長 はい、次は1-10について、運営委員会で協議をしましたが、奥さんではあるけど会社の役員でもあるし、許可は出来ないだろうという話がありました。皆さんはどう思われますか。

大塚委員 ■■■■が以前許可条件に違反したということで、今回の奥さんはその役員であるということですが、以前の違反は業者としての違反ですか、個人としての違反ですか。

事務局 ■■■■の名義の土地に、■■■■としての事業をされたということで、それを是正した後に、■■■■の4条と■■■■の5条の転用について、それぞれ許可を出しておりましたが、4条については、土地の所有権移転が行われ、当初計画とは違う太陽光発電が行われています。■■■■については、■■■■を介することなく、所有権移転が行われているという状況です。

大塚委員 ■■■■が悪いからと言って、関係者が全て悪いとは思いません。

太田会長代理 奥さんも取締役なので、そこを考えないといけません。

大塚委員 個人としての■■■■と取締役としては別だという解釈にならないんですか。

小串委員 そういう解釈もできます。

\*  
長森委員 < 口々に発言 >  
14番長森です。この案件は事務局の説明の通りで、■■■■が違反をしていると以前からあった話です。法的な話もありますが、私としては信用度は0だと思っております。

大塚委員 ■■■■は信用度0かもしれんけど、それと奥さんを同一と見るかというのは、どうかと思えます。

太田会長代理 今回は売電の名義変更が出来ていないということで不許可にしますが、次回出てきた時には、また信用の問題をさせてもらうということでよろしいか。

事務局 信用性の部分については、意見書に特段記載しないということでもよろしいでしょうか。

小串委員 よろしいですか。例えば、AとBという2つの問題点があったとします。それで、Aという問題点が見つかった時点で、Bについては考えるまでもなく不承認と回答する。それも一つの方法であると思います。今度、Aの点が改善されれば、他の点について考える。それでもいいんじゃないかと思えます。Bの点については、判断するまでもない。それでいいんじゃないかと思えます。

日笠会長 はい、それではこれは不承認ということでもよろしいか。

\*  
日笠会長 < 多数、挙手 >  
ではこれは不承認とします。2-1については、これは規模が大きいので、承認を頂いて、運営委員さんだけでも現地を見に行つて、それから承認を出すということでもよろしいか。

\*  
日笠会長 よろしい。

\*  
日笠会長 はい、それでは他の申請についても許可でもよろしいか。

\*  
小串委員 < 多数、挙手 >  
2-3についてはどうでしょうか。

小竹内委員 ドローンなどで散布するときに、影響があるかもということでした。

植本委員 はっきりしとかなないと、農薬を散布する人が悪く言われたらかわいそうですよ。

日笠会長 ではそういう影響がありますということを、条件として伝えてもらうということでもよろしいか。

\*  
日笠会長 よろしい。

\*  
日笠会長 はい、それでは賛成の方は挙手をお願いします。

\*  
日笠会長 < 多数、挙手 >  
はい、賛成多数ということでありがとうございます。

大山委員 それでは議案第46号、非農地証明願承認について上程します。地元の委員さんから説明をお願いします。

1区大山です。1-1について、場所は靍保ですが、資材置き場として利用していたということで、問題ないと思えます。

日笠会長 はい、次。

小島委員 8番小島です。1-2について、平成5年頃に車庫を建てたということで、問題ないと思えます。

日笠会長 はい、次は1-3ですが、パチンコ店に入る道と県道との境で、駐車場内の通路

				<p>になっているということです。</p> <p>1-4、これは横山ですけどもう家が建っております。誰も居なくなって、処分をする際にまだ農地だったということです。</p> <p>1-5、これも仕方ないと思います。</p> <p>1-6、これは堆肥舎ということで、仕方ないと思います。</p> <p>14番長森です。1-7ですが、備考欄に書いてある通りで、問題ないと思います。</p>
池田	山森	委員	委員	
大長				
日山	笠下	会長	委員	<p>はい、次は2-1。</p> <p>加茂に入ってすぐのところで、業者の事務所ですが、農振除外が終わったのでここで非農地にしたいということです。</p> <p>2-2はそこより上がったところで、墓地等を分筆して申請したということです。</p>
日松	笠尾	会長	委員	<p>はい、次は4-1。</p> <p>10番松尾です。これは以前から宅地の進入路や庭になっていたということで、問題ないと思います。</p>
日植	笠本	会長	委員	<p>はい、次、5-1。</p> <p>16番植本です。5-1について、問題ないと思います。以上です。</p>
日笠		会長		<p>はい、それでは議案第46号について筆頭者からの説明がありました。賛成と思う方は挙手をお願いします。</p>
		*		<p>《 多数、挙手 》</p>
日笠		会長		<p>はい、賛成多数という事でありがとうございます。</p>
事務		局長		<p>議案第47号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明して下さい。</p> <p>議案第47号 農用地利用集積計画の承認についての説明をいたします。議案書のページは、18ページから21ページです。18ページに集計表を載せております。</p> <p>今回の利用権設定は、貸借権設定によるものが津山地区13件、加茂地区1件、阿波地区2件、勝北地区4件、久米地区4件の計24件、所有権移転によるものが津山地区1件です。</p> <p>以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>議案第47号の説明は以上です。</p>
日笠		会長		<p>はい、ありがとうございました。利用集積計画ということで、皆さん承認いただけますか。</p>
		*		<p>はい。</p>
日笠		会長		<p>では、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
		*		<p>《 多数、挙手 》</p>
日笠		会長		<p>はい、賛成多数という事でありがとうございます。</p>
事務		局長		<p>議案第48号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）上程します。事務局説明願います。</p> <p>議案第48号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）の説明をいたします。議案書のページは、22ページから28ページです。22ページに集計表を載せております。</p> <p>これは、農地中間管理機構として指定された岡山県農林漁業担い手育成財団が行う農地中間管理事業による農地中間管理権の取得によるもので、28ページの一番下に書いてありますが、全ての農地の受人は岡山県農林漁業担い手育成財団です。</p> <p>今回、農地中間管理権の取得をするのは、津山地区11件、加茂地区9件、勝北地区6件、久米地区11件の計37件です。</p> <p>以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>議案第48号の説明は以上です。</p>
日笠		会長		<p>はい、ありがとうございました。中間管理機構に貸す分ということで、皆さん承認いただけますか。</p>
		*		<p>《 多数、挙手 》</p>
日笠		会長		<p>はい、賛成多数という事でありがとうございます。</p> <p>報告第12号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務</p>

事	務	局	局説明願います。 報告第12号について説明します。議案書のページは29ページから31ページです。 今回は、相続によるものが4件28筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。 その他詳細は議案書のとおりです。報告第12号の説明は以上です。
日	笠	会 長	はい、ありがとうございます。 報告第13号転用届の受理について、事務局説明願います。
事	務	局	報告第13号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、32ページです。今回は、1件のみです。1-1につきまして、東田辺の畑、1,418㎡のうち140㎡に農機具置場を整備するというものです。 報告第13号の説明は以上です。
日	笠	会 長	はい、ありがとうございました。 議案はこれを以て終了しました。委員の皆さんから何か他にありますか。
		*	ありません。
日	笠	会 長	それでは事務局からお願いします。
事	務	局	事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。 次回、11月の定例委員会ですが、11月11日月曜日午後2時より、市役所2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、11月の定例委員会ですが、11月11日月曜日午後2時より、市役所2階大会議室で行います。 運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所4階農業委員会室に1時30分までにお越しく下さい。 事務局からの連絡は、以上でございます。
日	笠	会 長	はい、ありがとうございました。それでは定例会の議事を終了させていただきます。
太	田	会 長 代 理	失礼します。定例会お疲れ様でした。これで終了とします。ありがとうございました。
		*	お疲れ様でした。

(15:40終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

---

署名委員 ①

---